

原子力損害賠償のお支払い状況等

2017年1月31日
東京電力ホールディングス株式会社

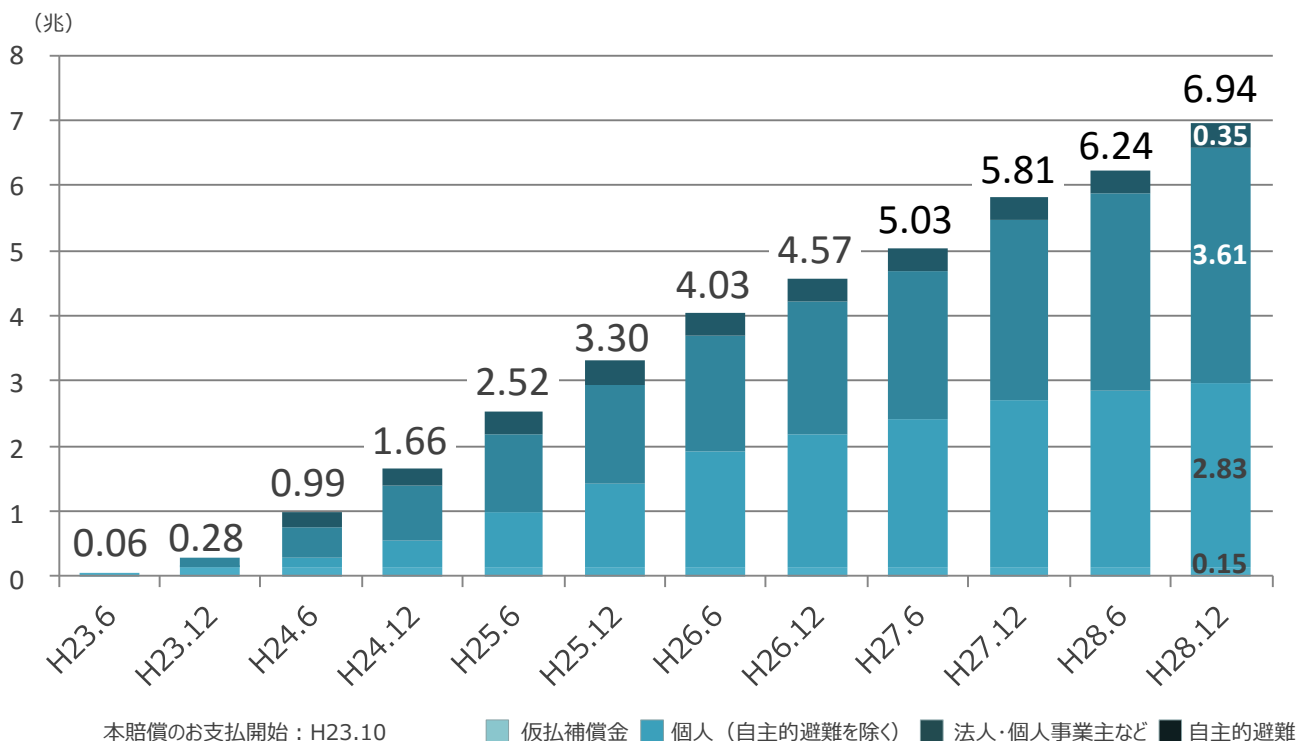
<賠償のご請求・お支払い等実績>

(2016年12月末現在)

	個人	個人（自主的 避難等に係る損害）	法人・ 個人事業主など
ご請求について			
ご請求書受付件数（延べ件数）	約968,000件	約1,308,000件	約436,000件
本賠償の状況について			
本賠償の件数（延べ件数）	約869,000件	約1,295,000件	約370,000件
本賠償の金額*	約2兆8,258億円	約3,536億円	約3兆6,074億円
これまでのお支払い金額について			
本賠償の金額* ①			約6兆7,868億円
仮払補償金 ②			約1,529億円
お支払い総額 ①+②			約6兆9,397億円

* 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含まない。

<賠償お支払い額の推移>



* 四捨五入により合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合がある。

<第四次追補関連および閣議決定*関連の賠償項目>

(2016年12月末現在)

主な賠償項目(第四次追補関連)		案内開始年	合意件数	合意金額
・移住を余儀なくされたことによる精神的損害		2014年4月	約12,900件	約1,934億円
・住居確保に係る損害	持ち家	7月	約16,800件	約2,680億円
	借家		約1,300件	約33億円
主な賠償項目(閣議決定*関連)		案内開始年	合意件数	合意金額
・新たな営業損害(風評被害含む)		2015年6月	約13,900件	約1,578億円
・避難指示解除準備区域および居住制限区域における精神的損害		8月	約24,000件	約1,331億円

*「原子力損害からの福島復興の加速に向けて」改訂(2015年6月12日)

<迅速かつきめ細やかな原子力損害賠償に向けた組織体制>

◆ 全体体制

福島復興本社

(2017年1月1日時点)

- └ **福島原子力補償相談室**：約6,500人
 - 補償相談ユニット：約1,700人
 - 補償相談センター：約1,400人・・・説明会・相談窓口、個別訪問
 - 補償相談コールセンター：約300人・・・電話での受付・ご説明
 - 補償推進ユニット：約4,000人・・・請求書類等の発送、受領、確認、支払手続き
 - ADR・訴訟ユニット：約300人・・・ADR申立てや原子力損害賠償訴訟の対応
 - 全体の支援・管理：約500人・・・福島原子力補償相談室全体の業務運営全般

<2017年1月以降の農林業賠償>

避難指示区域内・出荷制限等

対象となる方	<ul style="list-style-type: none">・避難指示等に伴い、2017年1月以降も当社事故による被害の継続が認められる農林業者さま<ul style="list-style-type: none">* 旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域および南相馬市の一部区域で休業の継続を余儀なくされた農林業者さまも対象・2017年1月以降も政府等による出荷制限指示等の対象となる品目を、避難指示区域外の出荷制限指示等対象地域の耕作地等において生産していた農林業者さま
対象となる損害	従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難となったこと等にもなう、帰還再開や移転再開、転作、転業、就労、休業等に係る2017年1月以降の損害
賠償内容	2017年1月以降の損害として年間逸失利益（期待所得）の3倍相当額を賠償するとともに、3年後以降、農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払い

避難指示区域外

2017年1月から1年間を目途として、現行の賠償を継続することとし、2017年末までに、2018年以降の風評賠償の具体的なあり方について、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見もしっかりと踏まえたうえで確定させ、2018年から適用

<個人の方に対する賠償の合意状況>

(2016年12月末現在)

【単身世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保(持家)
避難指示解除準備区域	平均合意額(世帯数)						
避難指示解除準備区域	平均合意額(世帯数)	1,215万円 (6,099)		328万円 (3,322)	3,075万円 (1,110)	681万円 (691)	3,112万円 (337)
居住制限区域	平均合意額(世帯数)	1,201万円 (5,349)		324万円 (3,107)	3,247万円 (931)	709万円 (533)	2,902万円 (307)
帰還困難区域	平均合意額(世帯数)	1,804万円 (5,616)	730万円 (5,425)	427万円 (3,112)	3,793万円 (1,002)	1,068万円 (566)	2,689万円 (370)

【2人世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保(持家)
避難指示解除準備区域	平均合意額(世帯数)						
避難指示解除準備区域	平均合意額(世帯数)	2,425万円 (3,523)		520万円 (3,194)	3,868万円 (2,069)	932万円 (1,441)	3,082万円 (916)
居住制限区域	平均合意額(世帯数)	2,470万円 (2,498)		548万円 (2,262)	3,700万円 (1,560)	1,106万円 (995)	2,990万円 (796)
帰還困難区域	平均合意額(世帯数)	3,695万円 (2,730)	1,399万円 (2,700)	687万円 (2,449)	4,510万円 (1,520)	1,242万円 (958)	2,646万円 (856)

【4人世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保(持家)
避難指示解除準備区域	平均合意額(世帯数)						
避難指示解除準備区域	平均合意額(世帯数)	4,998万円 (1,755)		588万円 (1,553)	4,346万円 (846)	1,085万円 (599)	3,233万円 (432)
居住制限区域	平均合意額(世帯数)	5,040万円 (1,224)		614万円 (1,097)	3,814万円 (633)	1,273万円 (411)	3,161万円 (352)
帰還困難区域	平均合意額(世帯数)	7,372万円 (1,231)	2,796万円 (1,216)	773万円 (1,107)	4,647万円 (585)	1,553万円 (304)	2,500万円 (339)

- * 1 平成24年10月に受付を開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。借地権の合意額は含まない。
- * 2 世帯構成は包括請求時の世帯構成。
- * 3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む。
- * 4 「個人賠償」には以上の賠償項目以外の個人さまに係る賠償額の平均値を表示。(精神的損害、就労不能損害、検査費用等)

<原子力損害賠償請求訴訟等の状況>

(2016年12月末現在)

送達件数	うち係属中	うち終了
380件	177件	203件

* 調停、仮処分等を含む。

<参考資料：賠償項目別の合意金額の状況（ホームページ掲載値）>

(2016年12月末現在)

	合意いただけの実績*1
I. 個人の方に係る項目	19,231億円
検査費用等	2,522億円
精神的損害	10,519億円
自主的避難等	3,627億円
就労不能損害	2,561億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	25,573億円
営業損害	4,858億円
出荷制限指示等による損害及び風評被害	16,030億円
一括賠償（営業損害、風評被害）	1,578億円
間接損害等その他	3,105億円
III. 共通・その他	15,407億円
財物価値の喪失又は減少等	12,476億円
住居確保損害	2,680億円
福島県民健康管理基金	250億円
IV. 除染等*2	9,168億円
合計	69,379億円

*1 振込手続き中の方も含まれるため、これまでのお支払金額とは一致しません。

*2 閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの。

<参考資料：2017年1月以降の農林業賠償プレスリリース>

農林業者さまに対する 2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて

2016年12月26日
東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「当社事故」）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、避難指示区域内で農林業を営まれていた法人さまおよび個人事業主さまに対する、政府による避難指示等に係る営業損害賠償（賠償対象期間 2011年3月～2016年12月）後のお取り扱いについて検討を進めるとともに、避難指示区域外で農林業を営まれている法人さまおよび個人事業主さま、ならびに加工流通業、製造業、サービス業等を営まれている事業者さまで、実質的に農林業と同等の損害を被られている事業者さまに関する今後のお取り扱いにつきましても、あわせて検討を進めてまいりました。

このたび、これまでにお伺いした農林業者さまのご意見や2016年12月20日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」等による国からのご指導を踏まえ、以下のとおりお取り扱いさせていただきますのでお知らせいたします。

I. 避難指示区域内

(1) ご請求いただける方^{*1}

避難指示区域（避難指示解除済の区域を含む）において農林業を営んでいた法人さま^{*2}および個人事業主さまのうち、避難指示等にともない、2017年1月以降も被害の継続が認められる方

(2) お支払いの対象となる損害

- ・従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等にともなう帰還再開や移転再開、転作、転業、就労、休業等に係る2017年1月以降の損害（避難指示や出荷制限指示等、風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する当社事故と相当因果関係が認められる損害を含む）
- ・当社事故にともない支出を余儀なくされた追加的費用

(3) お支払いする金額

- ・2017年1月以降の損害につきましては、年間逸失利益（期待所得）の3倍相当額をお支払いさせていただきます。
- ・追加的費用につきましては、ご負担された実費のうち、必要かつ合理的な範囲をお支払いさせていただきます。

(4) ご請求の受付

ご請求書類の準備が整い次第、2016年12月末までの損害に対する賠償に合意いただいた方へご請求書類をお送りさせていただくとともに、ご請求の受付を開始させていただきます。

(5) 上記お支払い以降の賠償のお取り扱い

3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合、その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。

II. 旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域および南相馬市の一部区域（以下、「旧緊急時避難準備区域等」）

1. 出荷制限指示等

(1) ご請求いただける方^{※1}

以下のいずれかの項目に該当される法人さま・個人事業主さまとさせていただきます。

- 旧緊急時避難準備区域等で農林業を営んでいた農林業者さまのうち、2017年1月以降も休業継続を余儀なくされた農林業者さま
- 政府等による出荷制限指示等の対象となる品目を、対象地域の耕作地等において生産されていた農林業者さまのうち、2017年1月以降も出荷制限指示等の継続が見込まれ、休業継続を余儀なくされている農林業者さま
- 旧緊急時避難準備区域等で加工流通業、製造業、サービス業等を営まれている事業者さまのうち、出荷制限指示等により実質的に農林業と同等の損害を被られている事業者さま^{※3}

(2) お支払いの対象となる損害

- ・従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等にともなう、転作や転業、就労、休業等に係る2017年1月以降の損害（出荷制限指示等、風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する当社事故と相当因果関係が認められる損害を含む）。
- ・当社事故にともない支出を余儀なくされた追加的費用

(3) お支払いする金額

- ・2017年1月以降の損害につきましては、直近の年間逸失利益（期待所得）の3倍相当額をお支払いさせていただきます。
- ・追加的費用につきましては、ご負担された実費のうち、必要かつ合理的な範囲をお支払いさせていただきます。

(4) ご請求の受付

ご請求書類の準備が整い次第、2016年12月末までの損害に対する賠償に合意いただいた方へご請求書類をお送りさせていただくとともに、ご請求の受付を開始させていただきます。

(5) 上記お支払い以降の賠償のお取り扱い

3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合、その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。

2. 風評被害

旧緊急時避難準備区域等における風評被害による損害のご請求につきましては、2017年の1年間を目途として現行賠償を継続させていただきます。

風評賠償の今後の在り方については、農林業固有の特性を踏まえ、当社事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえたうえで、遅くとも2017年末までに確定し、2018年から適用させていただきます。

Ⅲ. 避難等対象区域^{※4}外

1. 出荷制限等

(1) ご請求いただける方^{※1}

以下のいずれかの項目に該当される法人さま・個人事業主さまとさせていただきます。

- 政府等による出荷制限指示等の対象となる品目を、対象地域の耕作地等において生産されていた農林業者さまのうち、2017年1月以降も出荷制限指示等の継続が見込まれ、休業継続を余儀なくされている農林業者さま
- 避難等対象区域外で加工流通業、製造業、サービス業等を営まれている事業者さまのうち、出荷制限指示等により実質的に農林業と同等の損害を被られている事業者さま^{※3}

(2) お支払いの対象となる損害

- ・従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等にもなう、転作や転業、就労、休業等に係る 2017 年 1 月以降の損害（避難指示や出荷制限指示等、風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する当社事故と相当因果関係が認められる損害を含む）
- ・当社事故にともない支出を余儀なくされた追加的費用

(3) お支払いする金額

- ・2017 年 1 月以降の損害につきましては、直近の年間逸失利益（期待所得）の 3 倍相当額をお支払いさせていただきます。
- ・追加的費用につきましては、ご負担された実費のうち、必要かつ合理的な範囲をお支払いさせていただきます。

(4) ご請求の受付

ご請求書類の準備が整い次第、2016 年 12 月末までの損害に対する賠償に合意いただいた方へご請求書類をお送りさせていただくとともに、ご請求の受付を開始させていただきます。

(5) 上記お支払い以降の賠償のお取り扱い

3 年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合、その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。

2. 風評被害

避難等対象区域外における風評被害による損害のご請求につきましては、2017 年の 1 年間を目途として現行賠償を継続させていただきます。

風評賠償の今後の在り方については、農林業固有の特性を踏まえ、当社事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえたうえで、遅くとも 2017 年末までに確定し、2018 年から適用させていただきます。

- ※1 2016年12月末までの営業損害についてご請求いただき、合意いただいている方が対象となります。
- ※2 原則として、中小法人さま・中小規模の公益法人さま等とさせていただきます。なお、前述以外の法人さま等につきましては、個別にご対応させていただきます。
(中小法人さまとは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の方とさせていただきますが、資本金の額もしくは出資金の額が5億円以上の法人または相互会社等による完全支配関係がある普通法人は除きます。また、中小規模の公益法人とは、基準年度の事業活動による収入が3億円以下の方とさせていただきます。)
- ※3 実質的に漁業と同等の損害を被られている事業者さまのお取扱いにつきましては、改めてご案内させていただきます。
- ※4 避難等対象区域：「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」における「第3 政府による避難等の指示等に係る損害について」に掲げる政府による避難等の指示等があった対象区域。

以 上